れらを学習した後に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，農業科に属する他の科目と関連付けながら科目全体で科学的かつ創造的に学習を進めるように扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，園芸作物や社会動物が人の健康にもたらす心理的・身体的・社会的特性及び専門家が療法として行う行為と一般の人々が健康増進などを目的として行う活動の違いを扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，教育や健康などに関する効用に着目した園芸作物の栽培や園芸デザインの活動を中心に扱い，それを活用した交流活動の準備や活動の支援，植物の安全性についても扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)については，教育や健康などに関する効用に着目した社会動物との交流とそのための飼育やしつけを中心に扱うこと。その際，社会動物を活用した交流活動の準備や活動の支援も扱うこと。また，ストレスや疾病の軽減など社会動物の快適性に配慮した飼養管理についても扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)については，園芸療法，動物介在療法の基礎的な内容を扱うこと。

カ　〔指導項目〕の(6)については，生物活用に関する実践的な活動を行うこと。また，交流対象者の発達段階や特性，ライフステージ，健康状態の理解及び交流対象者を想定した試行，交流中の対象者の観察，交流に必要な技術と交流活動の評価についても扱うこと。

第30　地域資源活用

1　目　標

農業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，地域資源の活用に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 地域資源の活用について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 地域資源の活用に関する課題を発見し，農業や農業関連産業に携わる者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 地域資源の活用について新たな価値の創造に寄与できるよう自ら学び，農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 「地域資源活用」とプロジェクト学習

ア　地域資源活用に関するプロジェクト学習の意義

イ　プロジェクト学習の進め方

(2) 農山村社会の変化と地域振興

ア　農山村社会の現状と変化

イ　地域活性化に向けた施策・取組

(3) 地域資源活用の意義と役割

ア　地域資源の魅力と価値

イ　地域振興に向けた施策・取組

ウ　異業種連携と商品価値の創造

エ　地域資源活用の実践と課題

オ　情報の活用と発信

(4) 地域資源の価値と活用

ア　観光への活用

イ　商品開発への活用

ウ　サービス業への活用

エ　教育・福祉への活用

(5) 地域と連携した活動

ア　地域資源のマーケティングとブランドづくり

イ　地域資源を活用したサービス

ウ　農業のユニバーサルデザイン化

エ　地域振興活動と評価

(6) 地域資源活用の実践

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　地域資源の活用や地域振興について身近な事例を通して理解できるよう留意して指導すること。また，プロジェクト学習では見学や実験・実習を通して，科学的かつ創造的に学習を進め，地域資源の活用に関する実践力が身に付くようにすること。なお，地域の実態や学科の特色等に応じて，適切な題材を選定すること。

イ　〔指導項目〕の(1)については，科目学習の導入として扱うこと。また，(6)については，(1)を踏まえ，(2)から(5)までと並行して，又はそれらを学習した後に扱うこと。